

茂原市農業委員会第12回総会議事録

1 開催日時 令和5年11月10日(金) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 14名

1番 齋藤輝児	2番 小川克巳
3番 糸久敏秀	4番 蒔田定雄
5番 中村正明	6番 小高一夫
7番 光橋正人(第二小委員長)	8番 八角徳政(第一小委員長)
9番 杉浦文子(第二副小委員長)	10番 秋葉仁喜(会長職務代理者)
11番 鬼島一郎(会長)	12番 浦島京子(第一副小委員長)
13番 石井利明	14番 加藤古志郎

出席推進委員 13名

平野芳之	小高 明	森川善仁	富田和男
中澤英夫	深山文雄	風戸茂樹	伊東忠司
富田泰宏	古山光雄	早川昇一	深山 理
矢部友一			

4 事務局職員 5名

事務局長 高山浩二	局長補佐 加藤栄一
係長 片岡雄一	主査 吉田茂則
主事 酒井嵩文	

5 会議に付した議案

- ・農地法第3条の規定による許可申請について 16件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について 16件
- ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 12件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

6 報告

農地法第3条の3の規定による届出について
地目変更登記申請に係る照会について
その他

7 総会要旨

局長

定刻となりましたので、ただ今より茂原市農業委員会第12回総会を開催させていただきます。本総会の出席者は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本総会が成立したことをご報告いたします。

本日の案件につきましては、現在実施しております高田の営農型太陽光発電施設の権利者変更に伴う農地法第3条及び第5条の規定による許可申請と農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が36件、その他の農地法第3条の規定による許可申請が4件、農地法第5条の規定による許可申請が4件の計44件、続いて農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてご審議して頂きまして合計45件となります。その後、事務局より報告事項がございます。それでは議事に入ります。議長は茂原市農業委員会総会会議規則第5条により、会長が総会の議長となることから、鬼島会長に議長をお願いいたします。それでは鬼島会長お願いいたします。

会長

先日、令和5年度千葉県経営力強化・農地集積促進シンポジウムに参加し、地域計画の講演がありましたので、総会終了後、その内容についてご報告させていただきます。それでは、ただ今より第12回総会を始めさせていただきます。議事に入る前に本日の議事録署名人について、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声) 本日の議事録署名人は14番加藤委員と1番齋藤委員にお願いしたいと思います。なお、議案の説明及び書記は事務局にお願いします。

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、1号議案から始めるところですが、本日は15号議案の買受人をお呼びしておりますので、15号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の説明の前に議案の修正をお願いします。5号議案と21号議案は相続人による申請となっておりますが、申請後に相続が確定しましたので、★★さんの申請となります。次に13号議案の買受人である★★さんの畑の借入地が66428㎡となります。富里市分が漏れていたとのことです。

それでは15号議案の説明をいたします。申請地は八幡原字ツバミ地先外14筆、田9999㎡、畑1097㎡、合計11096㎡を売買しようとする申請です。買受人は東金市の★★さん、売渡人は習志野市の★★さんです。申請理由は、申請地は自宅から遠くなく、経営規模拡大のため取得したいとのことです。買い受ける農地にて、水稻及び果樹の栽培を計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地は市内にはありません。東金市に耕作地があり、東金市農業委員会より農業経営の実態証明書並びに耕地面積証明書が提出されております。東金市農業委員会に確認したところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、利用状況調査による遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。主な機械の保有については、耕運機2台、田植機、トラクター、コンバインを所有しています。労働力、技術については、世帯員3名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。周辺地域との関係については、集落営農や経営体への集積等の取り組みへ支障のないように取り組みたい、また農薬の使用方法に違いがないように取り組みたいとのことです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

なお、本日はご本人にお越しいただいておりますので、営農の計画等、質疑の場といたしますのでよろしくお願いいたします。

会長

小委員会からの報告をお願いします。

第二
小委員長 小委員会の審議結果を報告します。東金から八幡原、遠くないとはいえ結構な距離があり、水田及び畑の管理を本人から聞いて総会で判断することになりますが、実際耕作するのであれば、許可ということで決しております。以上です。

会長 ご本人がお越しでございますので、お入り頂いて色々お聞きしたいと思えます。

(★★氏 入室)

会長 お忙しいところ、今日はありがとうございます。会長の鬼島と申します。茂原市の八幡原地区で営農する経緯、どのような背景があつてご決断したのか伺いたします。

★★氏 経緯ですけれども、★★様という土地家屋調査士さんからのご案内があり、この土地を取得するに至つたということでございます。

会長 東金で水稻を2反歩ぐらい、畑作を6反6畝ということですが、八幡原では、どのように水稻をやろうと考えているのでしょうか。

★★氏 現在耕作してくださっている方がいるようですので、その方に引き続きお願いしたいと思っております。

会長 そうしますと★★さん自身は携わらないということですか。

★★氏 いいえ。3箇所ほど背丈以上のセイタカアワダチソウとか他の雑草が生えている所があり、2日に農業委員さんが現地を見に来るということで機械を入れて綺麗にしました。そこはすぐに稲作は無理かと思えますので、そこは私の身内の者でイチジクの栽培をやっている方がおまして、そのようなことに利用させていただけないかと思っております。

会長 水稻については今までやっていた方々をお願いしたいということですが、やってくれる確約は取れていないわけですよ。

★★氏 そうですね。取得できるかどうかの段階で、これからそういった交渉をさせていただければと思っております。

会長 耕作している人と折衝して話がまとまらなかつたらどうしますか。

★★氏 今回、取得するにあたって間に立つ方が1人おまして、その方が全部取りまとめをしていただけることになっております。その方から、ほぼ大丈夫だということを一応聞いております。

会長 それと2日の日に農業委員がとおっしゃっていましたが、どういうことですか。

★★氏 2日の日に見回りがあるから荒れている土地は綺麗にするよという話がありました。

会長 それは事務局からのお話で綺麗にしたということですか。

★★氏 はい。

会長 私からはここまでとしますので、お聞きになりたい方がいれば、お願いします。

★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。八幡原と境の所に住んでおり、今こちらに来る前に現地を見させていただきました。月末に行った時は荒れていましたけれども、綺麗に草刈してありました。何しろ東金から来るとなると遠いので、きちんと耕作していただけるのでしたらと良いと思うんですけどもいかがでしょうか。

★★氏 綱島に私の知り合いで★★さんという方がおり、枝豆やキャベツとか畑作を何町歩もやっております。★★さんの自宅から、その場所まで歩いて2、3分ですの
で、そういった方のご協力を仰ぎながら綺麗にしていきたいと考えております。イチジクの栽培は水が入らないとか、色々難点があるようですから、そういったことを克服できないか考えております。

★★委員 よろしく申し上げます。

会長 他の方はいかがでしょうか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。今、話を聞いていると、農地法3条を少し勘違いしているのではないかと思います。自ら農地を取得して自ら管理していくのが基本で、もう第三者がいるということで許可を取った方が何らかの理由で貸し付けることも可能ですけど、その辺どう思っていますか。

★★氏 東金からこちらまで30分位はどうしてもかかると思いますし、緊急で何かしなくてはいけないとか、そういった問題が出るかもしれませんので、できるだけ耕作してくださっている方にご協力賜り、管理していただくことと他の土地に関しては、できるだけ自分で管理できないかなと考えております。

★★委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 他の方はいかがでしょうか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。田や畑を荒らさないでやっていただけることは非常にありがたいことですが、東金から通うことになると大分遠いのが一つのネックになります。そこで、★★さんの年齢と専業農家として東金で頑張っているのかお聞きします。

★★氏 年齢は昭和24年生まれですので、74歳になります。質問もう一度お願いできますか。

★★委員 東金で8反歩程を3人でやっているということですけど、お勤めされているわけでなく、農業専門でしょうか。

★★氏 そうですね。造園の仕事を一部やっておりましたので、草を倒す機械とか持って
おり、極力、自分でできるものであれば、体力の続く限りやりたいと思っております。

★★委員 わかりました。人に頼らないでできるだけ自分でやるようにしていただければと思います。荒らさないようにひとつお願いしたいと思います。

★★氏 ありがとうございます。

会長 他の方はいかがでしょうか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。荒れた所を綺麗に開墾して耕作するという事で特に水稻についてはこれだけの面積を取得して人にやってもらうということですが、それはこの先ずっとなのか、ある程度、綺麗になって、耕作条件が良くなったら自分でやると考えているのかお聞きしたいと思います。

★★氏 先のことで10年後も元気でいられるかという保証もありませんから、その辺は何とも申し上げにくいところですが、できるだけ、自分でやっていきたいと思っています。

★★委員 わかりました。

会長 他の方はいかがでしょうか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。今、耕作しておられる方に貸すということですが、その人と貸し借りをする時には、農業委員会を通すという考えなのかお伺いできますか。

★★氏 農業委員会にご指導をいただきながら、正式な貸し借りをしたいと思っています。

★★委員 わかりました。

会長 私から、もう一つ最後に確認させてもらいます。水稻についてはご自身ではやらないと、やる考えはないわけですね。

★★氏 そうですね。今、耕作していただいている方と契約を結んでお願いしたいと思っています。

会長 畑作については、★★さんがやるということですか。

★★氏 そうではありません。畑になっている所は大きな柿の木が3本あります。畑作の例えば枝豆やキャベツとかは無理かと思いますので、成長の早い栗の木や、それこそ柿の木とか果樹を植えたらどうかと考えております。

会長 今おっしゃっていることは今まで荒れていた田にやるという意味ですか。

★★氏 いいえ、荒れていた田は先程申し上げましたように身内でイチジクを栽培している者がいますので、成長が早く収穫も一応植え付けした年に見込めるようなものを栽培できないかなと考えております。

会長 それと申請地は★★の受益地で一定の賦課金がかかりますので、その辺の手続きはどう考えていますか。

★★氏 ご案内いただければ、滞りなくお支払いしたいと思っています。

会長 この申請地は★★の本部へ1反歩年間5100円、地元の★★に1反歩年間1030円の賦課金がかかります。それと別途、任意団体で水利組合があり、加入して組合員になってもらう必要があります。水利組合への賦課金は1反歩年間1500円です。そしてもう一つ保全会があり、賦課金はございませんけれども、土地所有者は全て保全会に参加義務がございますので、その辺も含んでおいていただきたいと思っています。

★★氏 はい。

会長 以上でよろしいでしょうか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。東金の所有の農地、畑の方ですけども、造園業ということで植木を植えられているんですか。

★★氏 一部そうしている所もありますし、家庭菜園とかもしております。

★★委員 造園業は何年ぐらいやられていますか。

★★氏 造園業の方は40数年やっておりましたが、M&Aで大多喜町の★★を引き取られた関西の業者にこちらの管理もお願いしたことで今年の8月31日をもって辞めております。ただ、その名残で植木を一部所有しております。

★★委員 ということは今回の茂原の畑を取得して造園業をやっていくということではなく、家庭菜園的なことでの取得ということですか。

★★氏 畑で使える部分が1反歩弱の面積ですので、果樹を植えるぐらいかなと思っております。

★★委員 この茂原の土地を選んだ理由は何ですか。

★★氏 たまたま★★さんという方と知り合いで、その付近の方ということもひとつあります。

★★委員 先程から皆さんの質問の一番の焦点は3条申請で取得するというので、きっちり耕作していただきたい。これ以上遊休農地を増やすわけにもいかないという農業委員会の強い使命もあり、その辺のところを心配しているんですね。仲介者がいたり、★★さんの名前も多々出てくるんですけども、そんなにやれるのかなという声もあるし、その辺の対応をしっかり考えていただきたいと思います。以上です。

★★氏 この後、皆さんの審議で不適合ということであれば、中に入ってくれた方や土地家屋調査士さんには申し訳ないですけど、棄却されても仕方ないかなと思っております。

会長 他にございますか。よろしいですか。他にないようですので、これで意見聴取を終了します。今日はお忙しいところありがとうございました。

★★氏 これで失礼します。どうもありがとうございました。

(★★氏 退室)

会長 それでは審議します。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 小委員会の現地調査では草刈をしてあり、取得したいという気持ちは現れておりましたが、先程私が言った農地法3条の趣旨からして、いかがなものかと思えます。仲介で買うということですので、3条をあまり理解しておらず、どちらかというところと投資目的投機目的というようなニュアンスの話でないかと受けとめました。まとまって約1町歩近くの田畑ですけど、最初から第三者を当てにしていることだと3条の趣旨から違うのではないかという意見です。

- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 話を聞いてますと、他力本願で、質問に回答するのも力がなくて、果たしてこれでやっていけるんだろうかという気がします。それと地元の★★さんや耕作している方を使うとか自分で買って自分でやるような気がしませんし、もう少し覇気があってやる気が表面に出ていれば良いなと思ったんですけど、何だか疑問が残る感じでした。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 現地を見たところ綺麗になっておりましたが、八幡原の地域計画を作っている中、所有者が変わってしまっているのかという気持ちと皆さんが言うように本当にやるのかといった疑問があります。
- 会長 ★★委員どうぞ
- ★★委員 本人をよく知ってますが、★★という造園会社を長くやってまして、確か農業はそんなにやったことがないと思います。随分な面積で本人はやる気がないと思います。年も年で、子供も後を継ぐことがないみたいで私はちょっと反対です。
- 会長 他にご意見ある方いらっしゃいますか。 ★★委員どうぞ。
- ★★委員 9反歩近い田畑があるんですけども、ほとんど自分でやってないというか、遊休農地はないということですが、どうもあまり綺麗にやっているような噂は聞いておりません。そのことに加えて、3条の趣旨は取得したら自分で耕作するということですので、あまり納得しないなという面はあります。
- 会長 ★★委員どうぞ。
- ★★委員 東金市から八幡原まで来て耕作するものだと思ってましたが、今耕作している方に引き続きやってもらうお話をされておりましたので、本人のやる気がないように感じられました。
- 会長 色々ご意見が出ましたけども、ここで採決に入ります。本案件について賛成だという方、挙手をいただきたいと思いますが、ございませんか。そうしますと本件については許可の方がおられないということですので、これは否決ということですか。
- 事務局 田について今まで耕作してくださっている方に引き続きやってもらう確約がとれておらず、その辺をはっきりさせてもらう必要があるので、取下げ指導して計画を見直してもらってはどうかと思います。
- 会長 そうすると本人にもう一度よくお考えくださいと。皆さん方のご意見は自分が取得するんだから、自分がやると。最初から自分はやらないで人をお願いしようと。その件については何か間に入る人がいて頼んであると。現状を言いますと今まで営農していた田は6反歩で、他は全部大荒れでした。6反歩の営農者は皆さん方よくご存知の★★一さんが4反歩、もう一人は早野の★★さんが2反歩っております。★★さんから私のところに、もうやらないと半月ぐらい前にありましたが、★★さんからは聞いておりません。そういう中で言うと、事務局からもあったように取下げ指導してはどうかということですが。
- ★★委員 会長にお聞きします。地域計画を作成する中で、このようなことが起きていて地

域計画そのものに支障はないんですか。

会長 今現在私の方の八幡原地区では4、5年前から2回目の土地改良を進める中で、80%以上の方が大なり小なり誰かに営農を頼んでます。将来的に大きな範囲内で3から4ぐらいの方々に全部営農をするというような考え方で進んでおり、地域計画に支障は生じないと思います。そうするとこれはどうする。

事務局 今一度、計画を見直ししないと。ここの場所は誰が営農するのか決まらないとはっきりしたことが言えないです。

会長 規模拡大と言って、最初から自分がやらずに誰かに頼むよと。誰かに頼むにしても、間に入る人がいて、まだその確約をもらってないととなると審議にならない。

★★委員 3条不許可基準の7項目のうち、3条第2項第1号に取得後に農地を効率的に活用すると認められない場合は許可できないとあるが、事情聴取した時に耕作は自らしない、貸したりして管理すると述べてたけど、第1号に該当して許可できないと言えるのか。該当しないなら、取下げで仕方ないと思います。

★★委員 皆さんこういうふうにやっていくので、よろしくお願ひしますという話であれば、良かったと思います。もともと本人がやりません、貸しますと言ってるにもかかわらず、やってもらう方の確約が取れてないのはどうかと思います。

★★委員 皆様のご意見で私も本当にそう思うんですけども、やはりやる気が見えないというのが一番大きいポイントだと思います。取下げという指導方法に対して、色々な場面がありますよね。例えば申請書類の中の一部が足りないの、揃ってから再度申請するための取下げという非常に簡潔な形と、このような深い意味合いを持った取下げという形。やる気が全く見えない、造園の仕事も辞められて覇気が全くない、本当に農地を守っていけるのかと皆さんが一番心配してるのを踏まえながら、方法が取下げということであれば、その中で指導していくことも一つかなと今ちょっと思いました。あくまで私の意見です。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。15号議案ですが、計画の見直しが必要なため取下げ指導ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号議案は取下げ指導ということで決定いたします。ここで進行を変えたいと思います。議案の1から12、17から28、33から44号について、関係者をお呼びしており、この後予定があるということですので、先に審議させていただきます。それでは、農地法第3条の規定による許可申請について1号議案から12号議案、農地法第5条の規定による許可申請について17号議案から28号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について33号議案から44号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。
1号議案から12号議案です。今回の申請は、営農型太陽光発電施設用地で5条許可を受けていた山形県の★★さんが破産したことにより、★★さんが引き継ぐことに伴うものです。なお、耕作については引き続き、★★さんが行うこととなっております。

申請地は高田字屋芝地先外11筆、田9866㎡の内6824.963㎡、畑4158㎡の内3413.92㎡、計14024㎡の内10238.883㎡です。船橋市の★★さんが高田の★★さん外7人の土地に区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は、太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。

次に許可基準についてです。区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の全部効率要件、

農作業常時従事要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の借人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省の通知によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされています。

また、この3条許可の取扱いについては、転用許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされています。従いまして、転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可という考え方になります。

続いて営農型発電設備に係る農地法第5条の規定による許可申請及び農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明します。

17号議案から28号議案、計画変更承認申請の33号議案から44号議案です。

申請地は、高田字屋芝地先外11筆、田9966㎡の内3,998㎡、畑4158㎡の内2,004㎡、合計14124㎡の内6,002㎡です。船橋市の★★さんが高田の★★さん外7人から賃借権設定により土地を借り受けて、それぞれ一時転用許可を受けて農地に支柱を立てて営農型発電設備を設置しようとする申請です。

本件は、営農型太陽光発電施設用地として一時転用許可を受けておりました★★さんが資料31ページのように令和5年2月に破産手続開始決定となったため、権利者を変更するものです。

事業計画としては、既に設置済みの太陽光発電設備に変更はなく、太陽光パネル2924枚、支柱1072本です。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用区域域内にある農地及び農用区域域内農地、第3種農地、第2種農地の(a)のいずれにも該当せず、特定土地改良事業等の施行区域域内にある農地にも該当しませんが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域域内にある農地に該当することから、第1種農地と考えられます。第1種農地として判断される場合は、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項1号イ及び第2号本文、同施行令第11条第1項第1号イ及び第2号本文の「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、経済産業省資源エネルギー庁に再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請をしております。また、市都市計画課への太陽光発電設備設置事業事前協議申出書については、資料30ページのように事業者から確認を行ったところ申出書の提出の必要はないとの回答があったとのことでした。

周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等はいりません。排水は雨水のみです。★★から一時転用に係る同意書が提出されています。確認が必要な隣接農地所有者は4名おり、いずれも確認を得ております。一時転用の許可期間については、10年で申請されていますが、農林水産省の通知では、担い手が権利を有する農地を利用する場合または荒廃農地を利用する場合は10年以内とされています。許可期間については、許可権者が決定するものと考えます。

その他、設備の撤去時の費用を含め転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることが必要であり、営農が行われない場合、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっています。なお、荒廃農地を利用する場合は収量の制限はありません。

これを判断するため、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書についてご説明します。資料23ページから順次ご覧ください。発電設備下部の農地における作付け予定作物はブルーベリーです。必要な農作業の計画として、申請期間に合わせ10年目までの農作業計画を記載しています。ブルーベリーは2年目の5月から苗木の販売を行い、3年目からは果実の販売を計画しております。利用する農業機械、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、資料26ページのとおりです。

次に営農への影響の見込みについてです。資料27ページから順次ご覧ください。ブルーベリーについて、生育にはある程度の日陰が適しているため、パネル下部の方が効率よく生産できるとしております。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保は、支柱が最低地上高2m、最高地上高2.8mとしています。下部の農地の単収は、ブルーベリーについては、地域の平均的な単収10a当たり1000kgに対し100%の1000kgを見込んでいます。既に設置されておりますが、資料の5～16ページは各申請地の太陽光パネルの配置図、資料の17～22ページは使用するパネルの形状です。

次に資料29ページをご覧ください。以上の計画について、知見を有する者については、★★の★★さんの意見書が提出されております。意見書によりますと、定植済みのブルーベリーについては、剪定、芽吹きは欠かさず行うこと、育苗については、剪定、追肥、鉢上げを適宜行うこと、半日陰植物に必要な日照量で十分に成長するため、太陽光発電施設の下でも問題ないとのことでした。

また、申請地の位置等からみて、周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要であり、農業振興地域整備計画を阻害する恐れのある計画については、認められないとされています。

以上が転用許可基準についての説明となります。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第二小委員長 小委員会の審議結果を報告いたします。以前、★★さんは申請地において営農型太陽光発電施設に係る許可を受けたことがあるので、関係者を総会にお呼びして途中で撤退した理由と今回参入してきた理由を伺うとともに、とりあえず3条は許可で5条及び計画変更は許可相当といたしました。以上です。

会長 それでは関係者の方にお入りいただきます。

(★★氏、★★氏 入室)

会長 会長の鬼島と申します。今日のご苦労さまです。前任の★★さんから★★さんにお変わりになった経緯はどういうことでしょうか。

★★氏 ★★の★★と申します。この発電所は★★さんの前から★★さんという会社が所有してたと思うんですけども、この発電所を開発したのが実は我々で設備を作ったんですけど、7年ぐらい前に会社の経営状況とかもあり、★★さんに売却したんですね。★★さんがずっと事業を行ってたんですけど、★★さんも色んな状況から売却されたいという話が★★さんの方にいったようです。★★さんが買う準備をしていたんですけど、今年、破産してしまったことで★★さんも困っており、もともと我々が開発した土地で、うちの経営状況的に発電所が持つことが難しくはなかったの、今回、我々の方が承継することになったという経緯でございます。

会長 そうですか。そうしますと御社の方が場合によっては当初から今日までやってたかもしれないんですよ。

★★氏 そうですね。そのつもりだったんですけど、色々な資金の状況とかで7年前に★

★さんに売却したのがもともとの始まりです。

会長 この申請地以外で御社はどのくらい他のところで営農型太陽光発電施設を展開しておられるんですか。

★★氏 営農型は実はここが初めてになりますね。普通のいわゆる野立ての発電所は九十九里の方に一基持ってるんですけど、もともとうちのメイン事業が看板の製作とか工事で太陽光は工事をちょっとやったことがあるぐらいです。発電事業はあんまりやってこなかったんですね。

会長 九十九里の方はどれくらいの規模ですか。

★★氏 低圧で一区画だけの小さなものです。

会長 この話がうまくいけば、相当な規模になるわけですね。

★★氏 規模的には今までの何倍とか何十倍とかになります。

会長 他の方がいかがでしょうか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。高田の圃場を見て、今の状況を承知してると思うんですけども、我々、茂原市農業委員会があそこを許可して10年近くなります。その間、まともに営農されたのを見たことないんですよ。営農型太陽光というのは下部の営農があつての上の発電パネルですよ。今回、下部の営農者にしっかりやるよう指導とか助言とかするお気持ちはございますか。

★★氏 細かい営農のことはわからないとはいえ、一体事業であることは十分理解してますので、農業がうまくいってないのであれば、こちらとしてもできることはしようと思ってます。ただ、細かい部分は農家でないので、わからない部分もあります。できるだけ協力したいと思っております。

★★委員 今までもうブルーベリーの苗がポットに植えてあつたんですけど、今年の夏はかなり暑かったので、ポットの中で枯れたブルーベリーの苗を随分見ました。下の営農の方になるだけ手を差し伸べるといふか、協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 今までも許可になっている土地で特に問題ないと思います。

会長 他の方がいかがでしょうか。★★委員どうぞ。

★★委員 ★★と申します。上の電気の権利の方は下の営農がうまくいってなければ、きつい言葉で言えば撤去されるということを知ってますか。

★★氏 はい。

★★委員 そしたら下の方に営農の指導をしていただけますか。

★★氏 僕ら農家ではないので具体的にどうしろとは言えないと思うんですけど、うまくできてないんであればそれをどう解決すればいいか、そこをお願いしていくことはもちろん考えてます。あんまり土壌が良くないというのも理解してますし、農業す

るのが難しいんだなと思ってるんですけど、もともと我々が作った所で、今回我々が事業者になったので、直接話もできると思いますし、今よりもうまくできるんじゃないかなとは思っております。

★★委員 今の状態を見てると、とてもじゃないけど先が心配です。隣に座ってる方は★★の方ですか。お名前教えていただけますか。

★★氏 ★★と申します。

★★委員 この農業従事作業に携わる名簿の中に★★さんは入ってないんですね。

★★氏 私は★★の★★代表と一緒に諸々動いているんですけども、実務では入らない。

★★委員 直接作業はされないんですね。そこに入らない。指導者ですね。作業人数が足りないんじゃないですか。大丈夫ですか。今の状態はただ綺麗にしてあるだけで、なんか成長が見られない。それとついでにお願いしておきます。この場所の周りの農地、地元の人たちを雇用して綺麗にするとかそういうお約束もあったし、田んぼの今の状態、あれでは稲を植えた方がいいですよ。お芋を作るという約束で許可が出たんですから、きちんと田を埋めて、お芋を作るように★★さんに言ってください。もう2年作ってませんので。

★★氏 成長は着々としております。

★★委員 あれでですか。

★★氏 はい。あれが定植してから2年経ってるものですね。植えた時が2年生なので、2年生から2年経ってる状況です。再来年から若干量の収穫ができると思ってます。

★★委員 収穫の時に取れることを期待してていいですね。

★★氏 まずは少量かと思えますけれども。

★★委員 最初は実を取ってはいけないんです。全部もじかないと木を成長させられないから。

★★氏 それはアルバイトさんにも伝えております。

★★委員 ★★さんにもその旨をお伝えください。

★★氏 はい。かしこまりました。ありがとうございます。

★★委員 お願いします。

会長 他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 ブルーベリーの件でお聞きします。土壌についてアルカリでも酸性でも育つという基本があるんですけども、実際にブルーベリー関係は酸性ということになるとピートモスなんかを活用して根はりを良くすると収量も上がるという状況があると思うんですが、ちょっとやってる形跡がございません。その辺の土壌についての考えをお聞かせ願えますか。

★★氏 土壌改良に関しましては、ピートモスと鹿沼土を混ぜたもので定植しております。ただ、下が50cm横も50cmぐらいのちょっと横が小さい穴に定植してしまっただけで、根はりが横に広がりきってないというのが現状としてわかっております。それを改良するために50cm以降に直径80cmぐらいから1mになるような溝を作ってピートモスと鹿沼土を入れて根はりを良くするといった形をとれるよう指導していこうと思っております。

★★委員 今後それをやるということですね。

★★氏 はい。

★★委員 楽しみですね。

★★氏 はい。ありがとうございます。

会長 他にございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 ブルーベリーのポット栽培ってありますよね。大きなポットに新治では素晴らしいブルーベリーができてます。長柄でも素晴らしいブルーベリーです。それらはポットで栽培してても見事です。ご覧になったことはありますか。

★★氏 ありますよ。

★★委員 あれをやってみようなんて思ったことないですか。

★★氏 ありますが、ポット栽培に対して1本当たり1000円のポット代がかかるんですね。それに対してピートモスとか諸々費用、そういったものを入れた時にコスト的に難しいというのがあったので、そのまま地植えしてそこにピートモスを入れるという形をとりました。あと灌水設備散水設備、これらもまた一から作り直さないといけないということになったので、現状はちょっと今できない状況であります。

★★委員 資金の面で断念したということですか。

★★氏 はい。

★★委員 わかりました。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 ★★さんにちょっとお聞きします。今回、自ら手を挙げて経営承継するような形ですか、それとも、債権者団体が集まってその中で★★さんになったというか、その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

★★氏 僕ら★★が★★さんに設備を販売しており、★★さんから★★さんに売ろうと思ってたんだけど、破産してしまい困っているみたいな話を直接聞いたので、うちの代表と話をした結果、うちが引き取ろうかという話になりました。ですので、特に債権者がどうかといった話は全然ないです。

★★委員 はい。ありがとうございました。

会長 他にございますか。ないようですので、本日はお忙しいところ、ありがとうございます

いました。

(★★氏、★★氏 退室)

会長 それでは審議します。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ブルーベリーの苗は非常に問題ありの状況ですが、業者が変わるという話の中、今まで許可してきた経緯もあります。最近協議している営農型太陽光発電は土地が広くても狭くても50kW以下というパターンですけど、ここも低圧なんですよ。

会長 50kW以下に分散するとキュービクルを持たなくていいので、その回避もあったと思います。

★★委員 なるほど。基本的に今までやっていたので、営農をきちんとしていただくような指導をしながら、駄目というわけにいかないと思います。5条及び計画変更は許可相当、これに併せて3条も許可でよろしいかと思ひます。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 上は別の業者さんに代わろうと発電に変わりはないと思ひます。問題は下で下があつての上ですよ。下できちんと営農していなければ、上は撤去ですよ。荒廃農地なら収量は関係ないかもしれませんが、1種農地の営農ですので、しっかりやっけていただかないといけないと思ひます。今回は発電業者さんだけが変つていうことですので、5条及び計画変更は許可相当、これに併せて3条も許可でよろしいかと思ひます。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。17号議案から28号議案、計画変更の33号議案から44号議案について、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは17号議案から28号議案及び33号議案から44号議案は許可相当ということで決定いたします。区分地上権の1号議案から12号議案については、事務局からの説明のとおり、5条の申請が許可となつた場合は許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案から12号議案は許可で決定させていただきます。続きまして農地法第3条の規定による許可申請について13号議案、14号議案、16号議案の説明を事務局よりお願いします。

事務局 13号議案です。申請地は法目字五反田地先外2筆、田171㎡、畑585㎡の合計756㎡を売買しようとする申請です。買受人は睦沢町の★★さん、売渡人は本納の★★さんです。申請理由は、経営規模を拡大して収益の増加を図りたいためとのことです。買受ける農地にてサツマイモの作付けを計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき市内の農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はございません。また、八街市に自作地、睦沢町と富里市に借入地があり、八街市農業委員会より農業経営実態証明書が、睦沢町農業委員会より農地基本台帳記載事項証明書が、富里市農業委員会より農業経営状況証明書がそれぞれ提出されております。三つの農業委員会に確認しましたところ、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告がございました。

主な機械の保有については、トラクター、管理機、堀取機を所有しており、定植機をリースしております。労働力については、構成員3名で従事しております。その他、臨時雇用員を雇う計画です。技術については、社長1名が農作業経験を有しております。

す。農作業常時従事要件については、構成員合計で150日以上となっております。周辺地域との関係については、除草剤を使用する場合は、低農薬を使用し周りに被害を及ぼさないようにする、また、排水については暗渠排水工事を行い周りの排水に影響しないように配慮することです。地域との役割分担については、集落の会合に参加し、農道、水路等共同施設の維持管理活動に積極的に参加することです。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております

続きまして14号議案です。申請地は長谷字鶴台地先、畑455㎡を売買しようとする申請です。買受人は長谷の★★さん、売渡人は長谷の★★さんです。申請理由は、自宅に隣接しているため、購入して野菜等、主にトマト、キュウリ、サツマイモを作付けしたいとのこと。土地選定理由は、自宅に隣接しており管理しやすいためとのこと。営農計画として、買い受ける農地にて野菜等を栽培します。全て自家消費です。それに対する生産経費として、苗や種代として6千円を見込む計画となっております。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき市内の農地はありません。主な機械の保有については、トラクターと耕運機を所有しております。労働力、技術については、世帯員1名で従事し、母親が20年ほどの経験があるので、一緒にやるとのことです。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。周辺地域との関係については、こまめに草刈りを行い、農薬の使用方法等を隣接農地の所有者と協議しながら耕作したいとのこと。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

続きまして16号議案です。申請地は渋谷字堰田地先外4筆、田3191㎡、畑565㎡の合計3756㎡を売買しようとする申請です。買受人は吉井下の★★さん、売渡人は渋谷の★★さんです。申請理由は、売渡人は先代からの知人であり、申請地の管理をしていたことから取得して耕作したいとのこと。買い受ける農地にて水稲及び銀杏の栽培を計画しています。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在買受人が耕作に供すべき農地のうち、農地法第32条第1項各号に該当する遊休農地はありません。主な機械の保有については、トラクター、耕運機2台をリースにて借り受ける計画です。労働力、技術については、世帯員2名で従事しております。農作業常時従事要件については、従事日数150日以上となっております。周辺地域との関係については、農機具店に勤めていた経験から農薬等の使用方法に熟知しており、地域の決まりに従い耕作したいとのこと。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第二 小委員長 小委員会の審議結果を報告します。13号議案、★★さんが現在賃貸で太陽光発電の下で耕作している所を買い受けるということで、人員が3人で大丈夫かという意見も出ましたが、現にサツマイモを作っているので、許可となりました。14号議案、★★さんが自宅の前の畑で自家消費のための野菜を作りたいということで、許可となりました。16号議案、★★さんが規模拡大ということで現在も耕作して綺麗にしておりますので、許可となりました。以上です。

会長 13号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 現場はサツマイモを植えて綺麗にしておりますので、許可でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

- ★★委員 買受人はすでに太陽光パネルの下で綺麗にサツマイモを作っておりますので、特に問題はないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ★★さんが今までどおりやってもらえれば別に問題ないと思いますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。13号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号議案は許可ということで決定いたします。続きまして14号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 自宅の隣を家庭菜園的にやるということですので、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 自宅のすぐ前ということと、あの周辺に親が所有している土地があり、一緒に畑として使えるのではないかとということで問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 今、申請地の隣に自分の家を建てております。本人は農地を持ってませんが、実家は農業をやっており手伝ってますので、問題ないと思います。許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。14号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは14号議案は許可ということで決定いたします。続きまして16号議案です。★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 買受人は従来から管理しており、農業機械の扱いにも結構明るく、今後もやってくれると思いますので、許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 ★★さんが綺麗に耕作してくれれば、問題ないと思います。
- 会長 ★★委員いかがでしょうか。
- ★★委員 田んぼは田んぼで、畑は畑で綺麗に使用してもらえれば、許可でよろしいと思います。
- 会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。16号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは16号議案は許可ということで決定いたします。ここで一旦、休憩とします。
- (休憩中)
- 会長 それでは再開します。農地法第5条の規定による許可申請について29号議案から32号議案の説明を事務局よりお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

29号議案です。申請地は、茂原字古屋敷地先、田89㎡です。茂原の★★さんが茂原の★★さんから土地を買い受けて、駐車場用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は法人の敷地内にある駐車場では不足しているため、近くて便利な土地であるためとのことです。事業計画として駐車場5台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、砂利敷、転圧することです。排水は雨水自然浸透のみです。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

なお、申請地を昭和60年2月頃から許可を得ず、駐車場用地として使用していたため、買受人から始末書が添付されております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして30号議案です。申請地は、上林字祖台地先、畑212㎡です。東金市の★★さんが神奈川県★★さんから土地を買い受けて、建売分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、上林周辺の生活環境が整っているためとのことです。事業計画として、建築面積52.99㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等はいりません。排水は公共下水道に接続します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして31号議案です。申請地は、下永吉字柳坪地先、田138㎡です。緑ヶ丘の★★さんが東京都★★さんから土地を買い受けて、宅地拡張用地とする申請です。申請理由は申請地南側の宅地を購入したが駐車場がないため、土地選定理由はその宅地の隣接であるためとのことです。事業計画として、2台分の駐車場、建築面積14㎡のガレージ1棟、建築面積56㎡の物置1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は市街化が見込まれる区域で、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、埋立ては行わず、整地のみです。排水は雨水市道放流です。★★から雨水排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして32号議案です。申請地は、長尾字小山谷地先外1筆、田822㎡、農地以外の土地3715.27㎡、合計4537.27㎡です。東京都★★さんが長尾の★★さんから土地を買い受けて、事務所用地とする申請です。申請理由は茂原営業所の事務所が老朽化しているため、土地選定理由は大雨で浸水する土地が多いなか、申請地は浸水の可能性が少ないためとのことです。事業計画として、建築面積582㎡の事務所・倉庫棟1棟、建築面積406㎡の駐車場1棟、70台分の駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な申請として、市都市計画課に宅地開発事業事前協議申出書が、市土木管理課に道路工事施行承認申請書が、県土木整備部河川整備課に雨水浸透阻害行為許可事前相談書がそれぞれ提出されております。なお、雨水浸透阻害行為につきましては、お手元にカラー刷りの資料をお配りしておりますけれども、こちらが10月1日から必要となりました。一宮川水系が特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されたことにより、面積1000㎡以上の雨水浸透阻害行為に対しまして、県知事の許可が必要となりました。同時に雨水貯留浸透施設の設置が義務づけられることとなりました。例としましては宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質変更や太陽光発電設備の設置、ローラー等による転圧や舗装等が該当するものと思われます。周辺農地の営農条件への支障について、敷地内にて切土、盛土を行うとのこと。排水は合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。★★より申請地のうち長尾字小山谷1765番1のみ意見書が提出されており、1766番1について事業者から★★に確認したところ、土地改良区に加入していない旨確認したとのこと。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。以上です。

会長 小委員会からの報告をお願いします。

第二小委員長 小委員会の審議結果を報告します。29号議案、申請地は駐車場のような形で、すでに使っているような状況ですが、3種農地ということで許可相当となりました。30号議案、3種農地で周りも住宅が建設されておりますので、許可相当となりました。31号議案、手前の住宅を購入して、後ろの土地を駐車場として使いたいということですので、許可相当となりました。32号議案、2種農地で土地改良もしていない場所ですので、許可相当となりました。以上です。

会長 29号議案、★★委員いかがでしょうか。

★★委員 この土地は30年以上前から田んぼの形態になっておらず、付近は商業地と宅地になっております。それと用途地域ということですから別に問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 用途地域、3種農地、89㎡の駐車場ということですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。29号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは29号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして30号議案です。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 セイタカアワダチソウが出ている状況で、これが綺麗になるということと3種農地ですので、特に問題がないと思います。許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 用地地域内の3種農地で隣も大きく開発してますので、問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。30号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは30号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして31号議案です。
★★委員いかがでしょうか。

★★委員 ここは住宅が並ぶ所でありまして、雨水の放流について組合の同意を得ておりますので、問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 2種農地ですが、周りが市街化されてきており、特段問題がない土地ですので、許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。31号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは31号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして32号議案です。
★★委員いかがでしょうか。

★★委員 農地部分は完全な沼地となっており、そこに農地以外の部分にある土を持ってきて埋めると思いますが、特に問題ないと思います。

会長 ★★委員いかがでしょうか。

★★委員 農地以外の部分はすでに整地されており、それに隣接した二つの田んぼと一緒に使用するという事で問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。

会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。32号議案ですが、小委員会及び意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは32号議案は許可相当ということで決定いたします。続きまして45号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)ご説明します。
(内容等について説明する。)

会長 説明が終わりました。ご意見はございますか。(異議なしの声) それでは45号議案については承認とさせていただきます。以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告
・農地法第3条の3の規定による届出について
・地目変更登記申請に係る照会について
・その他

会長 以上で本日の総会を終了します。